

川崎認定保育園在園児の保護者の皆様へ

川崎市こども未来局保育事業部
保育第2課長**登園自粛要請にかかる川崎認定保育園の登園自粛協力金について**

新型コロナウイルス感染症の急速な拡大に伴い、臨時休園となる保育所等が増加していることから、感染拡大防止を図るため、本市では保育所等の利用にあたって登園自粛の御協力をお願いしております。そのため、登園自粛に御協力をいただいた場合については、次のとおり登園自粛協力金の支給を実施いたします。

※まん延防止等重点措置の適用延長に伴い対象期間の記載を変更いたしました。

1 対象者

助成対象児童（※）のうち0歳児～2歳児で、幼児教育・保育の無償化の対象ではない児童。

市民税	0歳児 ～ 2歳児	3歳児 ～ 5歳児
非課税	②幼児教育・保育の無償化給付(42,000円)の対象	①幼児教育・保育の無償化給付(37,000円)の対象
課税	今回の登園自粛協力金の対象者	

※ 助成対象児童：世帯の保護者全員の方が、保育の必要性があり、就労証明書等を提出済み世帯の児童。

助成対象児童の方は、川崎認定保育園保育料補助の対象になります。（実際の保育料額が登園自粛協力金以下の場合は、川崎認定保育園保育料補助が不支給となる場合があります。）

①、②の幼児教育・保育の無償化の対象児童は、登園自粛している場合であっても、月額37,000円(0～2歳児：42,000円)の無償化給付と月額5,000円(0～2歳児：20,000円)の川崎認定保育園保育料補助によって一定の助成を行っているため、今回の自粛協力金の対象とはなりません。

2 登園自粛協力金の対象期間・金額

対象期間は、本市が登園自粛を要請した、令和4年1月21日（金）～**まん延防止等重点措置の実施区域の適用外**となるまでとなります。登園自粛協力金は、対象期間内のひと月あたりの登園自粛日数に応じ、次の3段階とします。

ひと月あたりの自粛日数※	登園自粛協力金の月額（上限額）
5日以下	1万円
6日から10日まで	2万円
11日以上	4万2千円

※ 自粛日数は施設との契約において、登園する予定の日数のうち、休んだ日数です。

※ 実際に支払った保育料が、上記表中の金額以下の場合は、登園自粛協力金は、実際に支払った保育料を上限とします。

※ 自粛日数のカウントは月単位となります。

例) 1月は8日間自粛→2万円 2月は5日間自粛→1万円 合計3万円

3 手続き・減額の方法・時期等

登園自粛協力金については、保護者の皆様から本市への手続きは必要ありません。

本市から施設へは、施設からの申請に基づき、登園自粛した月分は、翌月下旬以降に施設あて振込みます。

施設から皆様への保育料の減額方法は、各施設によって異なりますので、通われている施設にお問い合わせください。

お問い合わせ 川崎市こども未来局保育第2課
電話：044-200-3128